

IV 事業実施状況

1 巡回相談

令和4年度における相談状況は、表1に見られるように、49件である。
主訴別では、障害が100%を占めている。

表1 センター別巡回相談状況

センター別	相談件数	相談主訴別				
		養 護	障 害	非 行	育 成	(不登校)
中 央	0	0	0	0	0	0
西 濃	3	0	3	0	0	0
中 濃	12	0	12	0	0	0
東 濃	31	0	31	0	0	0
飛 騨	3	0	3	0	0	0
計	49	0	49	0	0	0
構成比 (%)	100%	0	100%	0	0	0

2 療育手帳交付判定業務

療育手帳は、知的障がい児に対し一貫した相談、指導を行うとともに、これらの児童に対する各種の援助措置を受けやすくするために交付されるものである。

子ども相談センターは、18歳未満の知的障がい児の判定業務をしており、令和4年度の状況は次表のとおりである。

また、表2-2は療育手帳交付状況で、児童1,000人あたり20.7人の児童が手帳を所持している。

表2-1 療育手帳判定状況

センター別	程度別	A-1(最重度)			A-2(重度)			B-1(中度)			B-2(軽度)			非該当		
	新・再別	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計
中央		4	56	60	28	97	125	55	72	127	243	228	471	23	21	44
西濃		2	15	17	8	29	37	26	32	58	94	76	170	4	17	21
中濃		4	18	22	12	34	46	21	36	57	92	104	196	25	9	34
東濃		5	18	23	6	39	45	19	34	53	89	89	178	10	6	16
飛騨		2	11	13	2	25	27	4	14	18	30	26	56	3	2	5
合計		17	118	135	56	224	280	125	188	313	548	523	1,071	65	55	120

センター別	新・再別	新規判定	再判定	計
中央		353	474	827
西濃		134	169	303
中濃		154	201	355
東濃		129	186	315
飛騨		41	78	119
合計		811	1,108	1,919

表2-2 療育手帳交付状況

令和5年3月31日現在

	市郡別	A-1	A-2	B-1	B-2	計
中 央	岐 阜 市	128	178	191	689	1,186
	羽 島 市	21	37	47	171	276
	各 務 原 市	48	55	67	257	427
	山 県 市	8	6	12	31	57
	瑞 穂 市	22	28	33	160	243
	本 巢 市	9	15	15	64	103
	本 羽 島 郡	14	25	28	98	165
	本 巢 郡	7	8	11	44	70
	計	257	352	404	1,514	2,527
西 濃	大 垣 市	36	67	83	277	463
	海 津 市	8	8	12	52	80
	養 老 郡	7	11	8	24	50
	不 破 郡	9	14	14	61	98
	安 揖 人 郡	13	16	15	63	107
	安 揖 斐 郡	9	24	31	103	167
	計	82	140	163	580	965
中 濃	関 市	19	42	50	213	324
	美 濃 市	4	4	5	23	36
	美 濃 加 茂 市	23	32	43	141	239
	可 児 市	26	55	63	204	348
	郡 上 市	7	12	9	55	83
	加 茂 郡	8	20	20	67	115
	可 児 郡	3	4	7	31	45
	計	90	169	197	734	1,190
東 濃	多 治 見 市	25	39	53	181	298
	中 津 川 市	22	23	29	76	150
	瑞 浪 市	8	17	10	67	102
	恵 那 市	10	19	15	41	85
	土 岐 市	14	19	36	100	169
	計	79	117	143	465	804
飛 騨	高 山 市	34	41	34	111	220
	飛 騨 市	6	7	5	20	38
	下 呂 市	6	9	12	41	68
	大 野 郡	0	0	1	4	5
	計	46	57	52	176	331
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	554	835	959	3,469	5,817
	比 率(%)	9.5%	14.4%	16.5%	59.6%	100.0%

※比例(%)は、小数点以下第二位で四捨五入。

3 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

里親とは、家庭での養育に欠ける児童、家庭での養育が困難となった児童を親に代わって家庭に引き取り養育する制度である。

子ども相談センターは、里親として認定・登録された方への児童の養育の委託、県内児童養護施設（10施設）のショート里親事業の支援をしている。

また、フォスタリング機関の協力を得ながら施設入所児童ホームステイ事業や各種の研修事業等を行い、里親制度の推進及び資質向上に努めている。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居において児童の養育を行うものであり、一定の基準以上に受託経験のある里親や施設職員が開設することができる。

表3-1 里親状況の推移(ファミリーホーム含む)

(令和5年3月31日現在)

年 度	登録里親数	委託されている里親数	委託児童数	委託されている里親数 登録里親数 (%)
2	199	44 (1)	71	22.1
3	238	49 (3)	84	20.6
4	255	48 (2)	79	18.8

(注) ()内の数字は他県から受託している里親数(再掲)及び児童数(別掲)

表3-2 圏域ごとの里親委託状況(ファミリーホーム含む)

(令和5年3月31日現在)

年 度	登録里親数	委託されている里親数	委託児童数	委託されている里親数 登録里親数 (%)
中 央	91	22	47	24.2
西 濃	40	5	9	12.5
中 濃	49	8 (1)	9	16.3
東 濃	46	11 (1)	12	23.9
飛 騨	29	1	2	3.4
計	255	47 (2)	79	18.4

(注) ()内の数字は他県から受託している里親数(再掲)及び児童数(別掲)

表3-3 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の状況(令和5年4月1日現在)

ファミリーホーム名	定員	措置人員
ぼてとっこ	6	6
ピーナツファミリー	6	3
ファミリーホーム日野	6	4
ファミリーホームゴロゴロくん	6	3
ファミリーホームぼぼ	6	2

表3-4 里親・ファミリーホーム 委託児童の養育期間の状況

(令和5年4月1日現在)

性別	～1年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～	計
男	16	8	4	2	3	3	2	4	0	0	1	43
女	13	7	1	2	3	1	2	1	0	2	0	32
計	29	15	5	4	6	4	4	5	0	2	1	75

表3-5 委託中の里親の年齢状況

(令和5年4月1日現在)

里 父						里 母					
20代	30代	40代	50代	60代 以上	計	20代	30代	40代	50代	60代 以上	計
0	4	6	9	8	27	0	3	13	15	13	44

4 児童虐待保護者等カウンセリング事業

児童虐待に対する対応は、最優先に取り組むべきこととして児童の安全確認や保護であることは当然であるが、児童の最善の利益を図るためには次のステップとして家庭の再統合を目指した保護者等の指導がある。

児童虐待を行う保護者は、自分自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、困難な事例については児童福祉司・児童心理司等による指導に加え、より専門性の高い精神科等の医師の協力を得て、保護者等の指導を行っている。

表4 虐待保護者等カウンセリング事業の実施状況

内容別 センター別	カウンセリング		医学的判断		会議等助言	協力医師名
	指導人数	実施日数	指導人数	実施日数	助言人数	
中央	2	2	26	14	0	井川 典克 中島美知世
西濃	0	0	22	10	0	井川 典克
中濃	0	0	1	1	0	児玉 佳也
東濃	0	0	1	1	0	村上 俊仁
飛騨	23	9	6	6	0	益田 大輔
計	25	11	56	32	0	

5 児童虐待防止対策事業（研修関係）

きめ細かな児童虐待防止活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録し、地域連絡網を整備し、子ども相談センターとの一体的な援助活動に関する協力を得ている。

また平成17年度から子どもに関する相談窓口が一元的に市町村となり、要保護児童対策地域協議会設置が法律で明文化されたことから、地域での組織づくりの中心となる関係者や関係機関の専門性の向上をめざし専門研修を実施した。

表5 児童虐待防止地域協力員連絡会議実施状況

実施年月日	会場・参加人員	内容	講師
令和4年 11月1日（火）～ 11月30日（水）	YouTube 限定公開 参加者（602名）	「子どもの脳を傷つけない子育て」 ～マルトリートメントによる脳への影響と回復へのアプローチ～	福井大学子どものこころの 発達研究センター センター長 友田 明美 氏

6 家庭支援電話相談事業

本事業は、児童問題が複雑化、多様化している中、児童や家庭からの電話での相談を高度な専門的知識や技術を有する相談員が行うことにより、家庭及び地域における児童の養育を支援することを目的とする。

この家庭支援電話相談室は、平成2年11月1日より設置され、岐阜県全域の児童及び家庭を対象に広く活用されている。

1 事業内容

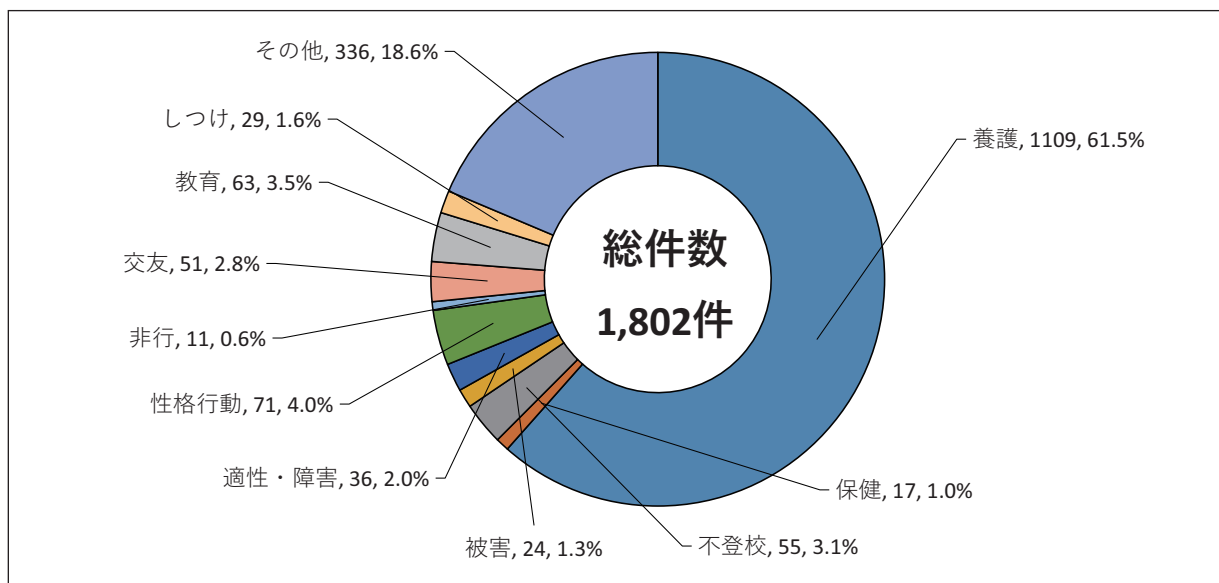
電話相談は、毎日（日曜日、祝日、年末年始を除く）実施
 開設時間は、8時45分～21時（ただし、土曜日は8時45分～17時）
 専用電話番号 058-213-8080
 0120-76-1152

2 電話相談員 3名

3 相談の内容別状況

総件数は1,802件で、昨年度の1,781件と比べて101%増加した。
 全体に占める養護相談件数の割合は、昨年度の64.1%から61.5%と減少した。
 「その他」の相談には、児童とは直接関係しない家庭に関する相談が多く含まれている。

図1 電話相談の内容別状況



4 児童からの相談内容状況

	養護	保健	不登校	被害	適性・障害	性格行動	非行	交友	教育	しつけ	その他	合計
4月	80(0)	2(0)	4(0)	2(1)	2(0)	10(1)	2(0)	3(3)	6(1)	3(0)	34(7)	148(13)
5月	72(0)	0(0)	5(0)	3(1)	2(0)	9(0)	0(0)	1(1)	3(0)	2(0)	43(12)	140(14)
6月	116(0)	5(0)	2(0)	1(0)	9(0)	13(2)	0(0)	4(1)	5(2)	1(0)	26(6)	182(11)
7月	106(0)	1(0)	2(0)	2(0)	6(0)	7(0)	1(0)	2(0)	3(1)	2(0)	24(8)	156(9)
8月	95(0)	2(0)	0(0)	1(1)	1(0)	4(2)	0(0)	1(0)	4(1)	2(0)	26(7)	136(11)
9月	102(0)	0(0)	3(0)	0(0)	10(0)	0(0)	0(0)	3(0)	8(2)	3(0)	19(3)	148(5)
10月	106(0)	3(1)	11(1)	6(3)	2(0)	5(0)	1(0)	15(11)	6(3)	2(0)	28(5)	185(24)
11月	91(0)	0(0)	11(1)	3(1)	0(0)	5(1)	3(0)	6(3)	7(3)	2(0)	33(1)	161(10)
12月	73(0)	3(0)	5(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	6(6)	8(1)	2(0)	24(4)	124(11)
1月	74(0)	1(0)	5(1)	2(1)	1(0)	6(1)	0(0)	1(1)	4(2)	4(0)	20(1)	118(7)
2月	79(0)	0(0)	4(0)	3(2)	1(0)	5(0)	0(0)	7(1)	6(1)	2(0)	27(1)	134(5)
3月	115(0)	0(0)	3(0)	1(0)	2(0)	5(0)	3(0)	2(2)	3(1)	4(0)	32(2)	170(5)
合計	1,109(0)	17(1)	55(3)	24(10)	36(0)	71(7)	11(0)	51(29)	63(19)	29(0)	336(57)	1,802(125)

※()内の数字は、児童本人からの相談数

5 過去6年間の相談状況

(1) 相談内容別

	養護	保健	不登校	被害	適性・障害	性格行動	非行	交友	教育	しつけ	その他	合計
平成29年	872	75	79	18	45	43	20	88	101	39	646	2,026
平成30年	909	43	57	28	55	53	11	61	73	23	626	1,939
令和1年	700	44	52	34	47	71	9	45	55	37	410	1,504
令和2年	1,155	15	52	22	35	99	9	31	83	16	477	1,994
令和3年	1,141	21	47	25	24	80	13	26	85	24	295	1,781
令和4年	1,109	17	55	24	36	71	11	51	63	29	336	1,802

(2) 相談月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年	143	192	183	223	163	182	201	184	123	138	144	150	2,026
平成30年	164	172	177	178	133	159	166	148	161	162	196	123	1,939
令和1年	96	110	133	183	145	111	147	137	115	113	102	112	1,504
令和2年	142	197	211	180	142	137	162	167	156	177	134	189	1,994
令和3年	141	146	163	177	139	164	165	163	139	123	113	148	1,781
令和4年	148	140	182	156	136	148	185	161	124	118	134	170	1,802

7 子ども相談センター 24 時間虐待通報ダイヤル

児童虐待に関する通報や相談の件数は増加傾向にあり、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ間のない取り組みが必要とされている。

とりわけ、児童虐待の疑いのある事案を発見した方や児童虐待をしてしまいそうな方々が、市町村窓口や子ども相談センターに対して容易に通報または相談できるしくみや、通報等に対する各機関の的確な対応が求められている。

こうしたことから、岐阜県では児童虐待に関して電話による通報や相談を24時間365日受け付ける体制を強化するため、平成23年8月8日より「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」を開設している。

1 受付電話番号

各子ども相談センターに虐待通報相談専用の電話を敷設するとともに、「児童相談所全国共通ダイヤル」への通報をそれらの番号に接続する設定とすることにより、電話受付体制を強化している。

中央子ども相談センター 電話:058-213-0189 (担当地域:岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)
西濃子ども相談センター 電話:0584-78-4866 (担当地域:大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町)
中濃子ども相談センター 電話:0574-25-3350 (担当地域:関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町)
東濃子ども相談センター 電話:0572-23-1226 (担当地域:多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市)
飛騨子ども相談センター 電話:0577-32-0611 (担当地域:高山市、飛騨市、下呂市、白川村)
児童相談所全国共通ダイヤル 電話: 189 (いちはやく) (お住まいの地域の児童相談所《子ども相談センター》につながります)

2 特徴

平日昼間の時間帯は子ども相談センター職員が通報等を直接受け付け、休日・夜間については専門的な電話相談業務に実績のある民間事業者に委託している。民間事業者は臨床心理士などの資格を有し一定の研修を経た専門性の高い電話相談員を配置し、的確な受付対応や助言等を行うとともに児童虐待などの緊急性の高い事案を速やかに管轄の子ども相談センター職員につなぐことで、24時間、365日、より確実に通報等を受け付ける体制となった。

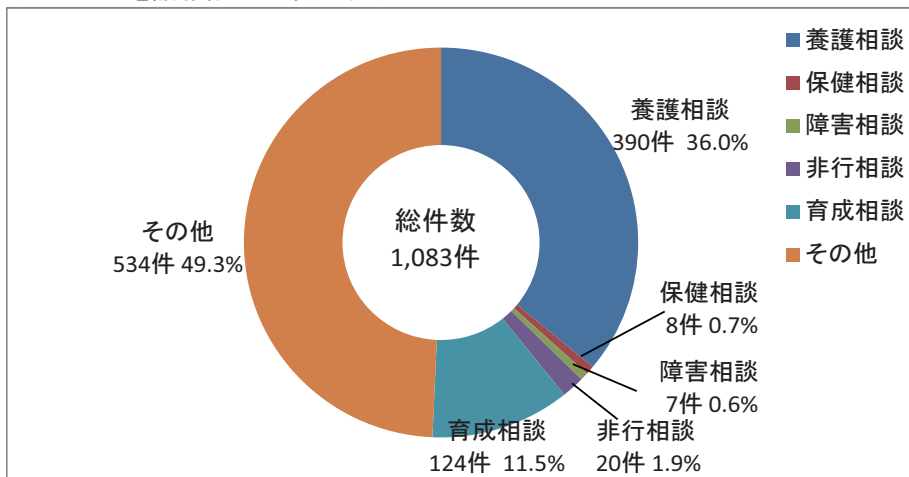
3 夜間・休日における相談状況

夜間・休日における相談の総件数は1,083件で、相談内容でもっとも多いのはその他(534件)である。また養護相談(390件)のうち児童虐待が338件(全体の31.2%)となっており、相談件数に占める割合は前年より約0.6%減少している。

経路別受付の状況は家族親戚が592件(全体の54.7%)と身近な方からの相談が大多数を占めている。(図2-1, 2参照)

時間帯別受付件数を見ると、平日は夕方から午前1時までの時間帯に、休日は午前9時から午前0時までの時間帯に幅広く相談があり、前年と同様の傾向である。

図2-1 電話相談の内容別状況



※【養護相談の内訳】

児童虐待	その他
338	52

図2-2 経路別受付件数

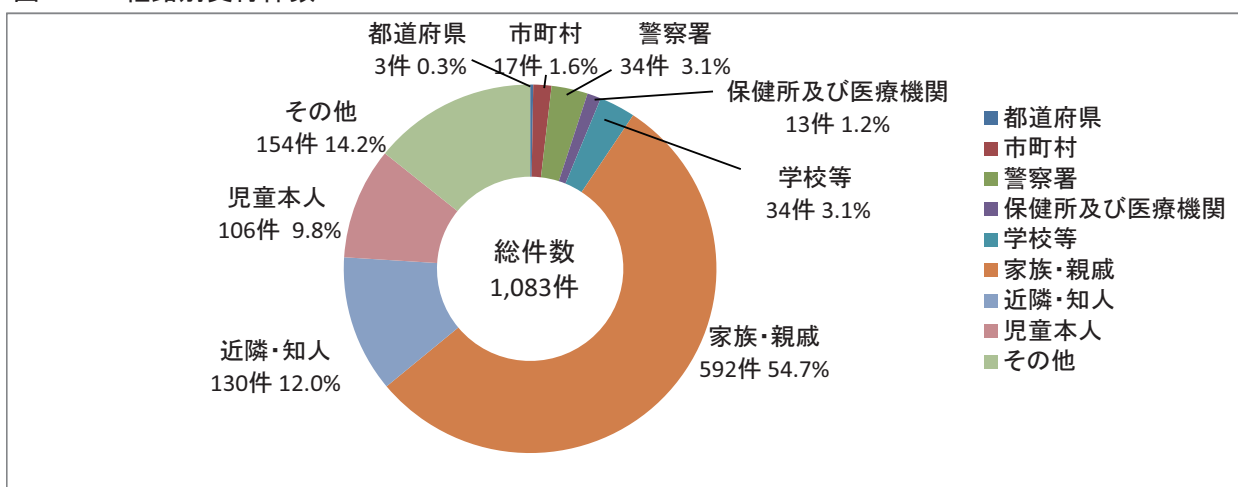


図2-3 時間帯別受付件数(平日)

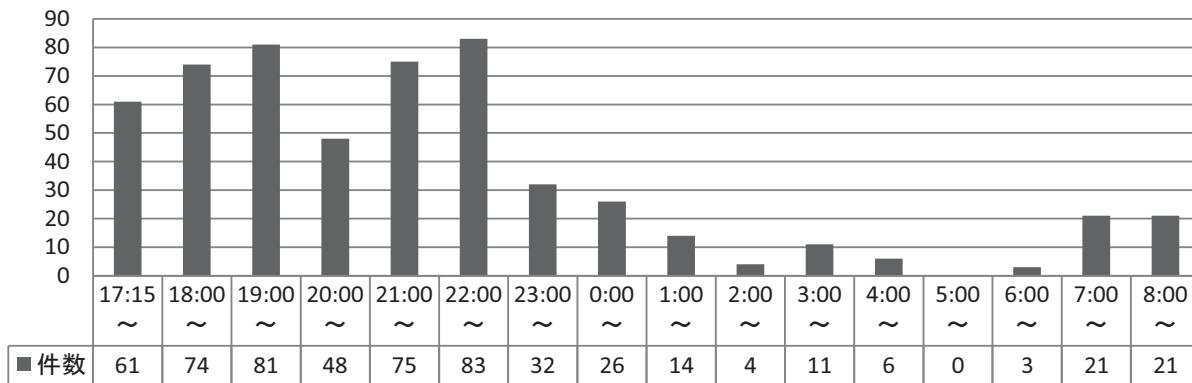
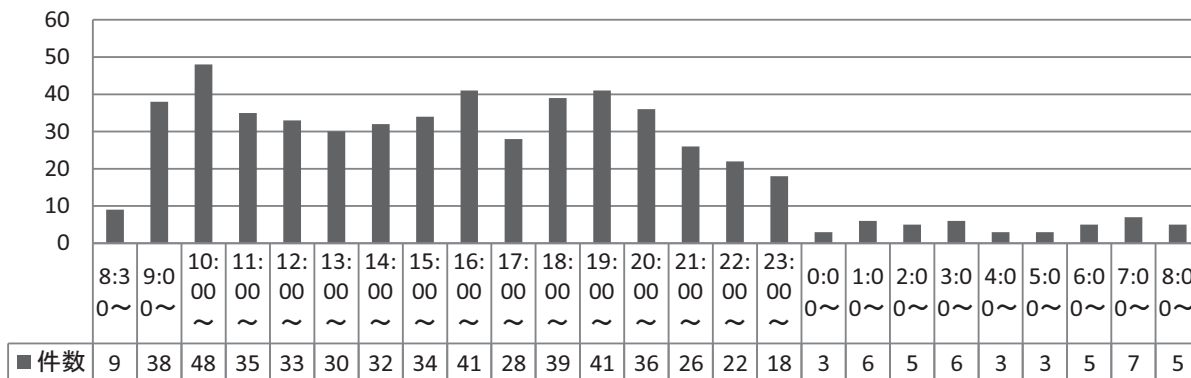


図2-4 時間帯別受付件数(休日)



8 子ども相談センターSNS相談

児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、これまで以上に支援を必要とする児童や家庭を早期に発見できる体制を整備することが求められている。

近年、児童や若年層の保護者は電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとして活用している。岐阜県では、子どもや保護者の悩みをいち早くキャッチし、虐待の芽を摘むことができるよう、令和5年2月より「子ども相談センターSNS相談」を開設した。

相談内容

- ・子どもや子育てに関する相談
- ・児童虐待や児童虐待につながるおそれのある相談

※相談は匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも可能

※相談受付は24時間365日

※相談対応は平日10:00～20:00（祝日・年末年始12/29～1/3を除く）

月	相談総数 (うちいたずら※1)	相談者区分			相談内容								
		本人	保護者	その他	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	不明※2	計
					虐待	その他							
2月	11 (3)	2	6	3						6		2	8
3月	9 (1)	5	4	0	1			1		1	4	2	9

※1いたずら…相談システム試行テストの時のもの

・相談者が自身の過去の相談ページを見たもの（相談を入力していなくても相談としてカウントされる）

※2不明…対応時間外に相談の入力があり、対応時間に返答したが応答がなく内容が不明のもの

9 相談体制整備支援事業

要保護児童対策地域協議会への支援

平成17年より市町村が、児童相談の一義的な機関として位置づけられ、要保護児童対策地域協議会の設置が義務づけられた。岐阜県では、平成18年度末に全42市町村に協議会が設置され、子ども相談センターはその運営等に積極的に参加し、市町村の相談体制の強化を図っている。

(参考) 市町村相談受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	談言語発達障害等相	重症心身障害相談	知的障がい相談	発達障害相談	ぐ犯等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
岐阜市	541	404	345	3	3	381	19	6	837	5	0	295	261	79	166	183	3,528
大垣市	106	161	45	0	0	1	0	0	4	1	0	7	8	0	35	61	429
高山市	13	66	14	8	13	53	20	99	78	0	0	637	6	0	0	26	1,033
多治見市	105	28	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	6	0	0	0	142
関市	86	23	0	0	0	0	0	0	9	0	1	6	6	0	0	15	146
中津川市	28	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	47
美濃市	11	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0	0	0	0	26
瑞浪市	24	9	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6	1	1	2	0	45
羽島市	39	33	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	1	78
恵那市	24	31	30	0	0	0	0	0	9	2	0	5	9	0	6	32	148
美濃加茂市	51	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87
土岐市	70	38	0	2	0	0	0	0	3	0	2	0	8	2	2	71	198
各務原市	144	99	1	0	0	2	0	0	0	0	2	11	11	1	9	25	305
可児市	195	132	0	0	0	0	0	0	0	5	1	14	3	0	0	0	350
山県市	11	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	6	0	8	14	41
瑞穂市	51	22	3	0	1	5	0	3	41	1	0	3	5	0	4	5	144
飛騨市	21	18	9	2	5	23	1	13	70	0	1	112	54	32	139	203	703
本巣市	21	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	33
郡上市	16	25	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	47
下呂市	6	3	0	1	1	0	1	2	5	0	0	7	7	0	3	5	41
海津市	29	11	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	3	47
岐南町	47	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	62
笠松町	18	23	0	0	0	0	0	0	2	3	0	2	5	0	0	6	59
養老町	5	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	17
垂井町	38	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56
関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸町	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	10
安八町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
揖斐川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
大野町	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
池田町	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
北方町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	8
坂祝町	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	16
富加町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	0	26	43	113
川辺町	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八百津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
白川町	5	0	1	0	0	1	0	0	7	0	0	0	3	0	0	1	18
東白川村	0	0	5	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	25	33
御嵩町	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
白川村	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
計	1,759	1,245	457	16	24	468	42	124	1,069	25	12	1,165	406	115	408	728	8,063

10 岐阜県子ども相談センター職員研修会実施結果

子ども相談センターでは、職員の資質向上のために毎年研修を行っている。

令和4年度の職員研修は次の通り。

1 児童虐待対応に関する警察との合同訓練

子相	実施年月日	場所	参加人数	内容
中央	令和4年 11月9日	岐阜県中央子ども 相談センター 大会議室	警察職員 16名 子相職員 16名 弁護士 2名 市町職員 1名 (合計35名)	・弁護士から立入検査、臨検・搜索制度についての講話 ・子相と警察等関係機関との合同訓練 ・シナリオを用いた臨検、搜索、立ち入り訓練の実施
西濃	令和4年 10月25日	墨俣さくら会館 (大垣市) 分館大会議室	警察職員 7名 子相職員 9名 弁護士 1名 市町職員 10名 (合計27名)	・弁護士から虐待調査における法的アプローチについての講話 ・子相と警察等関係機関との合同訓練 ・シナリオを用いた家庭訪問調査、病院訪問調査訓練の実施
中濃	令和4年 11月11日	可茂総合庁舎 大会議室	警察職員 11名 子相職員 18名 弁護士 1名 市町村職員 12名 (合計42名)	・子相と警察等関係機関との合同訓練 ・弁護士から立入調査、臨検・搜索制度についての講話 ・シナリオを用いた臨検、搜索、立ち入り訓練の実施
東濃	令和5年 1月11日	恵那総合庁舎	警察本部 3名 警察職員 8名 子相職員 13名 市職員 11名 (合計35名)	・子相、警察、5市の合同訓練 ・シナリオを用いた臨検、搜索訓練の実施 ・ロールプレイの実施
飛騨	令和4年 10月20日	高山市 丹生川支所	警察職員 9名 子相職員 9名 弁護士 1名 市町村職員等 13名 (合計32名)	・子相、警察、市村の合同訓練 ・弁護士から行政調査の法的位置づけ、福祉法改正についての講話 ・シナリオを用いた安全確認訓練の実施

2 児童心理司等研修会実施結果

実施年月日	場所	参加人数	内容
令和4年4月22日	中央子ども 相談センター	子相児童心理司・心理判定業務専門職 4名	・講義：面接の仕方、心理診断、療育手帳判定業務、障害者総合支援法
令和4年10月14日	中央子ども 相談センター	子相児童心理司・福祉司 34名	・講義：性的逸脱行動とその対応 ～男性編～ ・事例検討 (1例)
令和5年2月21日	オンライン 開催	子相児童心理司・福祉司及び施設職員 105名	・講義：愛着障害と発達障害の理解とその支援

1 1 地域連携課

<設置の経緯>

岐阜市の児童虐待案件等への更なる迅速な対応(情報共有・同行訪問等)を行うとともに、関係機関が様々な視点から同時にリスク評価を行うことによって、リスクを過小評価し重度事案を見逃すことを防止するため、岐阜県、岐阜県警察本部及び岐阜市の3機関が岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”内に常駐し連携強化を図る「こどもサポート総合センター」を令和4年度に設置した。

<こどもサポート総合センターの取り組み>

1. 合同緊急受理会議

虐待通告を受け付けると、市・子ども相談センター・県警本部の職員が集まり、合同緊急受理会議を開催する。児童の安全確認方法や保護者等への調査・指導の進め方などの初動方針を決定する。

2. 出動

虐待の内容に応じて、市・子ども相談センター・警察の職員のいずれかが出動し児童の安全確認等を行うとともに、保護者への調査及び指導を行う。

3. 支援

児童虐待の再発防止のため、学校や保健センター等と連携し見守り体制を確認する。親子に市が中心となって継続的に関わる場合はこどもサポート総合センターで「合同アセスメント会議」を開催して具体的な支援方法を決定する。一時保護を行うなど子ども相談センターの継続的な関わりが必要な場合は、中央子ども相談センター家庭支援課等への引継ぎを行う。

<組織>

設置場所:岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”2階 2部屋

住所:岐阜市明德町11番地

(職員体制)

- ・岐阜県中央子ども相談センター地域連携課 5名(駐在)
- ・岐阜県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンター分室 7名(駐在)
- ・岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” 14名
- ・教育委員会事務局学校安全支援課 3名(職員の定期巡回)

<合同緊急受理件数>

- ・令和4年度 389件

1 2 連携支援課

<設置の経緯>

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、全国に児童福祉司を2022年度までに2,020人程度増員することになった。この中で市町村支援児童福祉司を都道府県の管内30市町村につき1人配置することが示され、岐阜県では2022年4月に市町村支援担当児童福祉司を2名(42市町村に対する人数)、中央子ども相談センターに配置することとし、これにあわせて、市町村との連携を強化することを目的とした課を中央子ども相談センター内に設置した。同課内にはヤングケアラー支援専門職2名も配置し、係長以下6名体制とした。

<市町村支援の取り組み>

1.訪問支援

- 令和4年度は年度当初に県内42市町村を悉皆で訪問し、市町村児童福祉担当課に対し連携支援課設立の主旨を説明するとともに、市町村の児童相談体制の確認を行った。
- 市町村へ児童福祉司及び児童相談派遣専門職の派遣希望依頼を募り、希望があった市町村を中心に訪問支援を行った。派遣希望がなかった市町村についても、要対協の実務者会議に出席するなどし、市町村の実態把握に努めた。訪問内容は下記のとおりである。

訪問実績	中央	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
訪問市町村	9	5	9	3	2	28
延回数	69	39	49	16	10	183

2.研修会開催

- 主に市町村児童相談担当職員を対象とし、事例発表を中心とした研修会を2回開催した。

開催日	場所	内容	参加機関or人数
11月16日	オンライン(Zoom)	子ども相談センターと市町村との連携強化を目指す研修会	46機関
3月8日	県庁ミナモホール	県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表研修会	114人

<ヤングケアラー支援の取り組み>

「ヤングケアラー」とは、学業や仕事の傍ら障害や病気のある家族のケアや幼いきょうだいの世話をしている子ども・若者のことを指す。家族のケアや世話を子どもが過度に担っており、子どもが自身の夢や進路を諦めたり、友達と遊ぶことや自分だけの時間を持つことができなかつたりすることも少なくない。子どもが子どもらしく生き生きと安心して過ごせるよう、子ども本人や家族の話を聞きながら、関係機関と解決の糸口を探っていくことを目的に連携支援課内にヤングケアラー支援専門職2名が配置されている。

1.市町村訪問

- 市町村支援担当児童福祉司及び児童相談派遣専門職の市町村訪問にヤングケアラー支援専門職が同行し、啓発を実施するとともに各市町村の実情を確認

2.関係機関訪問

- ヤングケアラー専門職が中心となり関係機関に訪問し、啓発と状況調査を実施するとともに今後の協力を依頼

*訪問先:地域包括支援センター 14ヶ所、県立定時制高校 11ヶ所

3.関係機関、地域住民へ向け講話

- 地域の福祉、教育関係機関等を対象に啓発のための講話を実施

*市町村:要対協代表者会議、要対協実務者会議、民生児童委員協議会、教育委員会 等 22回実施

*市町村以外:ライオンズクラブ、社会福祉協議会、児童館連合会、高校教職員研修 等 13回実施

4.要対協事務局向けハンドブックの作成

- 市町村担当職員の参考となるよう「要対協事務局のためのヤングケアラー支援ハンドブック」を作成し、県内市町村に配布